

公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総合改善事業【継続】

公営住宅等の既存ストックについて、カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、防災・減災対策やストックの長寿命化を図る。

基本的要件

改善工事の内容	施行要件
○ 個別改善事業	
(原則)	建設後20年を経過したもの
<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・地デジ対応設備の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善 ・宅配ボックスの設置 ・防災・減災対策に係る改善 ・交流スペースの設置 	年度要件なし
○ 全面的改善(トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの

対象工事

- 個別改善事業（規模増改築、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）
- 全面的改善【公営住宅のみ】

個別改善事業の分類

次のいずれかの分類に該当すること。

- ① 居住性向上型 ② 福祉対応型
- ③ 安全性確保型 ④ 長寿命化型
- ⑤ 脱炭素社会対応型

支援内容

- (1) 整備費に対する助成
 - 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。
- (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
 - 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
 - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。